

第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会議事録

会議の名称	第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会
開催日時	平成26年7月7日(火) 午後3時～午後4時30分
開催場所	門真市リサイクルプラザ5階 第1会議室
出席者	浦邊 真郎委員長 宮田 秀明副委員長 花嶋 温子委員 森本 芳樹委員 稲毛 雅夫委員 森本 訓史委員 市原 昌亮委員 【出席委員数7人／全7人中】 事務局 市民生活部 次長 溝口 環境政策課 課長 橋川 環境政策課 課長補佐 小西 環境政策課 主査 柁木 クリーンセンター施設課 課長 北田 クリーンセンター施設課 課長補佐 上野 クリーンセンター施設課 課長補佐 三島
議題 (内容)	1、当該委員会の委員長・副委員長の選出について 2、当該委員会の公開・非公開の決定について 3、事業説明について 4、今後の会議の進め方について 5、その他
傍聴定員	— 非公開のため
担当部署 (事務局)	(担当課名) 市民生活部 環境政策課 (電 話) 06-6909-4129(直通)
小西 (事務局)	大変お待たせいたしました。 定刻となりましたので、只今から、平成26年度清掃施設運転 転維持管理事業並びにリサイクル施設運転維持管理事業に関す る門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を開催させてい たきます。 本日は委員皆様におかれましては、公私何かと多忙の中、ご

	出席いただきまして、ありがとうございます。 私、本日の司会をさせていただきます、環境政策課の課長補佐小西でございます。よろしくお願い申し上げます。 それでは、本日の選定委員会の案件についてご説明をさせていただきます。 まず、ご参集いただきました委員の方々のご紹介。続きまして、本選定委員会の委員長、副委員長の選出。次に、公開、非公開の決定。次に、清掃施設、リサイクル施設の事業説明及び質疑。次に、今後の会議の進め方について。最後に、事務局からの報告事項となっております。 それでは、門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会委員に就任いただきました方々をご紹介します。 前回、業務委託に関する総合評価受託者特定審査会では委員長にご就任いただいております工学博士の浦邊委員でございます。 浦邊委員 挨拶 前回、同副委員長にご就任いただいております農学博士の宮田委員でございます。 宮田委員 挨拶 大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師の花嶋委員でございます。 花嶋委員 挨拶 弁護士の森本委員でございます。 森本芳樹委員 挨拶 続きまして、門真市より総合政策部部長の稲毛委員でございます。 稲毛委員 挨拶
--	--

	総務部部長の森本委員でございます。 森本訓史委員 挨拶 市民生活部部長の市原委員でございます。 市原委員 挨拶 次に事務局を紹介いたします。 市民生活部次長の溝口でございます。 環境政策課課長の橋川でございます。 同じく主査の柁木でございます。 クリーンセンター施設課課長の北田でございます。 同じく課長補佐の上野でございます。 同じく課長補佐の三島でございます。 改めまして、私、市民生活部環境政策課課長補佐の小西でございます。 出席状況であります。全員出席を頂いておりまして、門真市附属機関に関する条例規則第5条第2項規定に達しておりますので、このまま会議次第に基づきまして進めさせていただきます。 まず、議案1、会長、副会長の選出を議題とさせていただきます。本議案につきましては、同条例規則第4条第1項の規定により委員の互選により定めとなっております。 それでは委員の皆様、まず会長の選出をよろしくお願いいたします。
森本芳樹委員	浦邊先生をお願いします。
委員全員	異議なし
小西 (事務局)	委員の皆様の互選により委員長には浦邊先生にご就任いただくことと決定いたしました。 次に副委員長の選出であります。それでは委員の皆様、まず副委員長の選出をよろしくお願いいたします。

森本芳樹委員	宮田先生をお願いします。
委員全員	異議なし
小西 (事務局)	委員の皆様の互選により副委員長には宮田先生にご就任いただくことと決定しました。 これで議案中の委員長副委員長の選出につきましては、浦邊委員長、宮田委員長に決定いたしましたので、委員長、副委員長から一言就任のご挨拶をいただきたいと思います。 それでは、浦邊委員長よろしく願いいたします。 委員長挨拶
小西 (事務局)	次に宮田副委員長から一言就任のご挨拶をいただきたいと思います。 宮田副委員長挨拶
小西 (事務局)	それでは、浦邊委員長には委員長席にお移りいただきまして、本委員会の議事、進行をよろしくお願いいたします。
浦邊委員長	それでは、次第に戻りまして議案２、会議の公開、非公開の決定に移ります。事務局、説明をお願いします。
小西 (事務局)	それでは、事務局より本議案につきまして、ご説明申し上げます。 本市におきましては、審議会等の会議の公開制度の指針により、当委員会もその対象となっておりまして、公開の基準が定められており、当該指針第３条会議の規定では、審議会等の会議は公開するものとする。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は当該会議を公開しないことができる。 (1) 当該会議において、門真市情報公開条例(平成 11 年門真市条例第 14 号)第 6 条各号に掲げる不開示情報に該当する情報等に審議を行う場合 (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

	と定められておりまして、次に門真市情報公開条例第6条には、実施機関は次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）については、開示しないことができると定められております。 委員各位のお手元には参考資料といたしまして、門真市情報公開条例のコピーを配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
浦邊委員長	それでは議案、会議の公開、非公開の決定に戻ります。 事務局、前回3年前の包括委託の選定会議はどうなっていましたか。
小西 (事務局)	前回は非公開の決定がされておりまして、その理由は、 ①公開することにより、率直な意見交換が損なわれ、本審査委員会の任務である審議、審査及び調査等が著しく阻害され、会議の目的が達成されない恐れがあること ②応募者の技術情報や信用情報に係る内容を審査するものであり、当該応募者の競争上の地位財産権その他正当な利益を害する恐れがあることとなっております。
浦邊委員長	前回は今、事務局の説明とおりの理由から非公開となっているとのことです。
森本芳樹委員	今回の総合評価方式による受注者の選定については、価格だけではなく価格以外の要素、例えば、各企業の実績、経営状態、信用情報、創意工夫及び技術力等を総合的に評価をして選定することですので、門真市情報公開条例の不開示情報も多く含まれるとともに、前回同様応募者の競争上の地位財産権、その他正当な利益を害する恐れがあることが考えられます。 また、公開することにより委員会での各委員の自由、率直な意見交換が損なわれることも十分考えられることから、前回同様の理由により会議は非公開、会議録については不開示情報を除く公開が望ましいと考えます。
浦邊委員長	森本芳樹委員よりご意見をいただきました。他にご意見は。

宮田副委員長	私も森本委員と同じ意見で、非公開とすべきと考えます。
浦邊委員長	森本委員、宮田副委員長から会議は非公開、会議録は不開示情報を除く開示のご意見がありましたが、反対意見の委員がおられたら、ご意見を伺いたいのですが。
浦邊委員長	意見も無いようですので、会議は非公開、会議録は不開示情報を除く開示と決定して異議ありませんか。
委員全員	異議なし
浦邊委員長	異議なしと認め、本委員会は非公開といたします。事務局はそうように取り計らって下さい。 それでは、次第3の事業説明に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
小西 (事務局)	それでは事務局より、事業内容の説明をさせていただきます。 最初に清掃施設運転維持管理事業の事業内容の説明をクリーンセンター施設課上野課長補佐をお願いします。
上野 (事務局)	それでは、清掃施設運転維持管理事業の事業内容の説明をさせていただきます。 お手元の資料につきましては、包括委託に関するものを要求水準書、更新工事に関するものを発注仕様書にそれぞれ区別しております。 清掃施設につきましては、平成24年度から平成26年度までの3年間において現在包括委託を履行中ではありますが、平成26年度末をもって委託期間が満了することから、新たに清掃施設運転維持管理事業を実施するものです。 まずは、清掃施設の現状についてご説明させていただきます。要求水準書2ページ施設概要をご覧ください。 清掃施設につきましては、大きく分類するとごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設がございます。 ちなみにごみ焼却施設の焼却炉は4号炉、5号炉の2炉ございます。 4号炉については、平成元年3月に竣工し現在26年が経過し

	ております。 なお、平成 13 年から 14 年度にかけてダイオキシン類排出削減対策工事を実施した関係で、公称能力は日量 144 t ですが、現在の処理能力は日量約 110 t 前後となっております。 次に 5 号炉については、平成 8 年 3 月に竣工し現在 18 年が経過しております。公称能力は日量 156 t でほぼ定格通り稼動しております。 次に、粗大ごみ処理施設については、4 号炉と同じく平成元年 3 月に竣工し、現在 26 年が経過しております。公称能力は 5 時間で 30 t 処理可能ですが、現状としては日量約 10 t ～15 t を処理しております。 以上が清掃施設における現状であります。 次に、包括委託における主な概要についてご説明させていただきます。 少し戻りますが、要求水準書 1 ページ 2 業務概要をご覧ください。 まず、1) につきまして、本業務は、受注者が門真市クリーンセンターに搬入された一般廃棄物を本施設で適正に処理を行うための運転管理、維持管理、部品等の調達、補修整備を含めた包括的な運営管理（以下「運営管理業務」という。）を実施するものであるとしております。 2) 本業務の委託期間についてご説明いたします。 (1) 業務準備期間といたしまして、契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日までを予定いたしております。こちらは、既存受注者から円滑に業務を引継ぐ期間といたしております。 (2) といたしまして、乖離請求期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までとしております。内容といたしましては、受注者が本施設に係る募集要領等の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、費用負担等を発注者に請求できる期間としております (3) 支払対象期間といたしましては、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までといたしております。こちらは受注者が運営管理業務を行う運営期間としております。 最後に(4) 業務期間といたしまして契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日までを予定いたしております。こちらは、契約締結日から業務終了までの期間といたしております。以上が業務内容
--	---

	の大きな部分でございます。 また、3) 施設の稼働につきましては、通常の業務時間を記載させていただいております、(1) 焼却施設におきましては、焼却施設の稼働時間は24時間/日といたしております。 (2) 粗大ごみ処理施設におきましては、粗大ごみ処理施設の稼働時間は5時間/日としております。以上が概要説明となります。 次に、5ページをご覧ください。 4. 受注者の業務範囲についてであります、主な業務内容を具体的に申しますと、1) 事業実施計画書等策定に関する業務といたしまして、運営期間開始までに行っていただく業務を記載させていただいております。 また、(2) につきましては、年間の業務開始前に運営管理の基本理念及び事業実施計画書に基づき、当該年度における年次事業実施計画書、翌年度事業から運営期間終了までにおける残存期間事業実施計画書を発注者に提出し、承諾を受けること。 (3) 適宜、仕様書等の変更をした場合に改訂を求めることができる内容を記載させていただいております。 次に、2) 運転管理業務といたしまして、(1) 焼却施設運転管理業務について説明させていただきます。焼却炉4号炉、5号炉の運転管理業務体制(24時間2交替、4班体制)のうち、発注者が指定する連続した2班分の勤務割り当て時間における業務を行っていただきます。もう少し具体的に申しますと、直営の2班を除く残り2班分について委託をするものです。 次に、内容につきましては次のページの①から⑧に記載させていただきます。 (2) 集じん灰安定化装置運転管理業務についてご説明いたします。 「焼却施設から発生する飛灰は、重金属等が溶出しないよう化学的に安定した状態にするため、重金属固定剤〔液体キレート〕処理により混練し、適切に貯留すること。」といった業務を発注いたします。内容といたしましては①から⑤に記載させていただきます。 (3) 粗大ごみ処理施設運転管理業務につきまして説明させていただきます。 こちらにつきましては、粗大ごみ等破碎し不燃物、金属類、
--	---

	可燃物に分類し適正に処理することを業務といたしております。こちらも内容につきましては、①から④に記載させていただいております。 3) 維持管理業務について説明させていただきます。 維持管理業務につきましては、日常点検や定期点検整備、各種補修、保全業務、検査業務、用役管理業務を実施していただきます。 (1) 指定補修計画書【別紙①】の点検整備・補修箇所に基づき実施することとなっております。ページといたしましては、P27 から P36 に指定補修計画書を記載させていただいております。 また、参考として補修履歴等【別紙②】を示させていただきます。 次に(2) 保全業務といたしまして、①から⑩の業務を行っていただきます。 次に、4) 粗大ごみ類前選別業務についてでございます。粗大ごみ類(「粗大ごみ」「小型ごみ」等)には様々な品目や、危険物等が大量に含まれているため、破砕処理前にクリーンセンター内にて選別業務を行い危険物を除去し、安全で適正な分別を行い、発注者の指定する場所へ搬送することを業務といたしております。 業務の内容といたしましては、 ①小型ごみの処理。こちらは平成 25 年度の実績を記載しております処理量といたしましては約 659 t を処理していただいております。 ②有料粗大ごみの処理といたしまして、処理量は約 210 t を処理していただいております。 ③マットレス解体処理としまして、処理枚数は約 1,200 枚です。マットレスは、可燃物と不燃物に解体する業務を行っていただいております。 ④ソファー、座椅子の解体処理量といたしましては、約 850 m³処理をしていただいております。内容といたしましては、燃物と不燃物に解体することを行っていただいております。 ⑤傘の解体処理といたしましては、処理本数約 167,000 本を 7 処理していただいております。傘については、手元(ハンドル)、中棒、駒(傘布)、骨等に分解し、金属部分とその他を
--	---

	分別することとしております。金属類は適度な分量ごとに針金等で結束することを業務として発注いたしております。 ⑥不燃危険物の穴開け処理と平成25年度の処理量といたしまして約 380 m³処理していただいております。不燃危険物とはスプレー缶のことであり、スプレー缶に穴開けを行い、内部のガスを抜き取り後、その他の缶と合わせて破砕処理に回すこととしております。 ⑦自転車の解体処理につきましては、処理台数が約 2,300 台でございます。 自転車は、タイヤとチューブ等に分離することを業務としております。 ⑧タイヤ、チューブの切断処理といたしましては処理本数約 11,000 本を処理していただいております。内容といたしましては、自転車から分離したタイヤ、チューブと搬入されたタイヤ、チューブを切断機により 15～20 cm程度に切断した後、可燃物ピットに投入することとしております。 ⑨畳の切断処理といたしまして、処理枚数は半畳計算としておりまして約 2,800 枚を処理していただきました。内容といたしましては、半畳に切断されて持ち込まれた畳を、さらに切断機により 5 分割に切断後、可燃物ピットに投入することとしております。 最後に⑩その他臨時ごみの受入、選別処理等を行っていただきます。 次に主な業務について説明させていただきます。 9 ページ、5) 公害監視機器管理業務を行っていただいております。 次の 10 ページ、6) ゴンドラ保守点検業務、7) 防火・防災管理業務、8) 情報管理業務、9) その他付帯業務、次のページの 10) 運営管理業務の準備等、最後に 11) 引継ぎに関する業務を行っていただきます。 また 18 ページからは、基本的な 12. 基本的な事業条件といたしまして、焼却施におけるごみの処理量・ごみ質、平成 25 年度の稼働実績を示しております。なお、平成 25 年度の稼働実績といたしましては、5 号炉で稼働日数が 221 日、4 号炉で稼働日数は 139 日でございます。 20 ページからは、13. 環境に係る各種基準、24 ページには、
--	---

	14. 焼却施設における平成23年度から平成25年度における管理実績値をそれぞれ示しております。これまでご説明させていただきまして内容につきましては、清掃施設の基本性能を発揮させるとともに、その安全性を確保しつつ、効率的、一体的な運営を行うことを目的としております。 以上が包括委託における概要でございます。 次に、更新工事における主な概要についてご説明させていただきます。 発注仕様書 18 ページ第 2 章工事仕様をご覧ください。 更新工事につきましては、一定老朽化してきた施設の延命化に向け、通常の定期整備等では実施することが困難である主要設備、機器の更新による性能維持上必要な工事を実施いたします。 工事内容といたしましては、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年において全 12 件を実施いたします。 内訳といたしまして、平成 27 年度に 2 件、平成 28 年度に 6 件、平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件、平成 31 年度に 1 件となっております。 次に、19 ページをご覧ください。 ここからはそれぞれの工事概要及び工事目的について説明させていただきます。 1 つ目といたしまして、4 号炉灰押出機更新を予定いたしております。 工事概要でございますが、灰押出機は、4 号炉焼却炉から排出される主灰(焼却灰)を移送する機器であります。 工事目的といたしましては、本工事は、現在使用している灰押出機が既に耐用年数を超過していることから、故障等が発生した場合に迅速な対処が出来ないため、機器の更新を行うものでございます。その他工事仕様につきましては、下記に記載しております。 次に 5 号炉養生コンベヤー更新の説明をさせていただきます。 まず、工事概要といたしまして、養生コンベヤーは、4 号炉及び 5 号炉の共通灰出設備でダストを搬送する機器でございます。 工事目的といたしまして、腐食が著しい状況であることから、
--	--

	故障等が発生した場合に迅速な対処が出来ないため、機器の更新を行うものでございます。先程と同じように工事仕様につきましては、下に記載しております。P22～P24が工事仕様となっております。 次に5号炉ろ過式集じん器ホッパーヒーター更新でございます。 工事概要といたしまして、ろ過式集じん器ホッパーヒーターは、ろ過式集じん器不稼働時に塩化水素除去を目的とした消石灰等の潮解防止装置でございます。 工事の目的といたしましては、現在使用しているホッパーヒーターが既に耐用年数を超過しており一部ヒーターが故障していること。また、消石灰等の潮解防止の観点から、機器の取替を行うものでございます。こちらも仕様につきましては下に記載しております。 続きまして、5号炉ろ過式集じん器下コンベヤー更新について説明いたします。 工事概要につきましては、ろ過式集じん器下のコンベヤーは、ごみ焼却で発生した排ガス中のばいじんをろ過式集じん器で捕集後、コンベヤーにて排出を行う装置でございます。こちらは、先程のろ過式集じん器ホッパーヒーターと同時期に工事をしたいと考えております。 工事の目的といたしましては、こちらも、コンベヤー等がすでに対応年数を超過しているため更新を行いたいと考えております。こちらも仕様につきましては下に記載しております。 続きまして、4号炉余熱利用空気予熱器更新でございます。 工事概要につきましては、空気予熱器は、高温排ガスを利用した熱交換器で空気を加熱する余熱利用空気加熱器であり、温水発生器へ加熱空気を供給する装置でございます。 工事目的でございますが、本工事は、現在まで空気予熱器の伝熱管(チューブ)の腐食穴明き箇所等を補修してきたが、既に伝熱管の閉止処理箇所もあり、今後の余熱利用に支障をきたす恐れがあるため更新を行うものでございます。仕様につきましては、下に記載いたしております。 次に44ページをご覧ください。NO.1混練機部品更新について説明いたします。 工事概要といたしまして、NO.1混練機は、5号炉の減温反応
--	--

	塔、ろ過式集じん器で捕集されたダストを重金属固定剤〔液体キレート〕と混練し、安定した状態にする装置でございます。 工事目的といたしまして、現在使用しているNO.1混練機は、設置当初からの部品を肉盛補修等により継続稼動しておりますが、母材が経年劣化してきており、故障等が発生した場合に迅速な対処が出来ない可能性があるため、部品の更新を行うものでございます。特殊な部品でございます、どうしても更新が必要であります。内容につきましては下に記載いたしております。 48ページ、7 NO.2混練機部品更新につきましては、本施設につきましてはNO.1とNO.2がそれぞれ4号炉と5号炉とでそれぞれの役割をしておりますので、時期を変えつつ更新しておりますので、この部分につきましては割愛させていただきます。 次に52ページ、5号炉支援システム等更新についてでございます。 工事概要につきましては支援システムは、5号炉の自動制御システムを支援する計装機器でございます。また、画像処理装置は、5号炉の自動制御機能の燃え切り点を測定する装置でございます。 工事目的は、本工事は、現在使用している支援システム及び画像処理装置が既に耐用年数を超過していること、支援システムに搭載されているOS(オペレーションシステム)も既にサポートが終了していることから、故障等が発生した場合に対処が出来ないため、支援システム及び画像処理装置の更新を行うものでございます。内容につきましては、下に記載させていただいております。 次に55ページをご覧ください。9. 4号炉ガス冷却塔ケーシング補修及び炉材更新を予定いたしております。 工事概要につきましては、ガス冷却塔は、4号炉のごみ焼却後の排ガス温度を冷却する装置でございます。炉内は約900度以上で燃えておりますので一定の温度に下げる装置でございます。 工事目的につきましては、本工事は、現在使用しているガス冷却塔ケーシングの腐食により炉材の落下等が懸念されるため、補修及び更新工事を行うものでございます。内容につきましては、下に記載させていただいております。
--	---

	次に59ページをご覧ください。4号炉PLC更新について説明させていただきます。 工事概要といたしまして、PLCは、CPUユニット、ベースユニット、電源ユニット、入出力ユニット及びアナログユニットを組合せて制御装置を構成し、各機器とDCS間との制御を行うものでございます。 工事目的といたしまして、本工事は、現在使用しているPLCが既に耐用年数を超過していること、また、製造中止により調達も困難なことから、故障等が発生した場合に対処出来ないため、PLCの更新を行うものでございます。仕様につきましては、下に記載させていただいております。 次に62ページ、粗大ごみ処理施設破砕機ローター更新について説明いたします。 工事概要といたしまして、ローター軸は、粗大ごみをせん断並びに破砕を行う部品でございます。 工事目的といたしまして、本工事は、現在使用しているローター軸について、肉盛補修等で延命を行ってききましたが、経年劣化による亀裂等があることから、更新を行うものでございます。 最後に、4号炉燃焼用・冷却用空気予熱器（駆動部・伝熱部）更新についてでございます。 工事概要といたしまして、燃焼用・冷却用空気予熱器は、排ガスの間接冷却を行い、燃焼空気を暖める熱交換器設備でございます。駆動部は、空気熱交換器の表面に付着するダスト層を除去し適正な熱交換を維持するための装置であり、伝熱部は、排ガスの間接冷却を行い、燃焼空気を暖める熱交換設備であり、適切な熱交換を行うための装置であります。 工事目的といたしまして、本工事は、現在使用している駆動部において上部・下部共に従動側の軸受及び駆動軸が偏摩耗しており、特に下部の従動側の軸受及び駆動軸との隙間が大きく、故障等が発生した場合に迅速に対応出来ないため、更新を行うものであります。また、伝熱部は、年次点検時に伝熱部の肉厚測定を実施し管理しているが、下段伝熱ブロックにおいてプレートの減肉があり、故障等が発生した場合に迅速に対応出来ないため、全般の伝熱ブロックの更新を行うものであります。なお、スクレーパにおいてもジョイント部に伸びがあるので駆
--	---

	動軸更新に合わせてスクレーパの全数更新を行うものであります。 以上が更新工事における概要であります。 また、本更新工事とは別発注で、通常の一般競争入札で入札可能な更新工事も実施していく予定であります。 例えば、過去に更新工事を発注し最低制限価格で落札したもの、交付金対象に該当する更新工事については、本事業には組み込まず単年度の発注で実施してまいります。 次に、現在履行中の包括委託との変更点についてご説明させていただきます。主な変更点といたしましては3点ございます。 まず、1点目として現包括委託については3年間で実施して参りましたが、今回発注を行う清掃施設運転維持管理事業は5年で実施したいと考えております。 委託期間を5年とした理由といたしましては、今回期間設定を行うにあたり、3年・5年・10年を検討させていただきました。 まず、3年についてであります。現在まで過去2回の包括委託を実施した実績もあり、現状の設備の状態を的確に判断することが可能であるため、価格の透明性の面からは一番適しております。しかし、委託期間が短いことから委託作業員による技術の習熟が図れない面がデメリットとしてあります。 次に10年について検討いたしました。清掃施設はごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設とも竣工してから一定期間が経過し、老朽化している施設でありますので、今後どのようなトラブルが発生するかわからないことによるリスクに対する価格の上昇が懸念されます。 以上のことから、委託作業員による一定技術の習熟が図られ、リスクに対する価格上昇も抑えられることが可能な5年間とさせていただきます。なお、委託作業員については、適正な人員配置が重要であることから具体的な内容を、要求水準書 16ページ4) 運営管理業務のための人員等に明記させていただいております。 次に2点目といたしまして、包括委託と老朽化に伴う更新工事の一つに纏めて発注いたします。今回、包括委託と更新工事の一つに纏めた理由といたしましては、運転、維持管理、補修等の業務を運営しながら更新工事を実施する必要があるため、
--	---

	包括委託と更新工事との間では密接な関係があり、稼働計画に切り離して発注することが困難である業務について、包括委託と更新工事を纏めて発注するものです。 最後に３点目といたしましては、ウイルス対策等についてであります。昨年６月にクリーンセンター内の計量棟で設置されているパソコンにウイルスが感染した経緯があります。幸い大きな被害には至りませんでした。事前に対策が必要であることから今回、要求水準書 10 ページ 8) 情報管理業務の(２)に「受注者が施設内で使用するパソコン等にはコンピューターウイルス対策(門真市セキュリティシステム同等以上のコンピューターウイルス対策)を行い、常に最新状態にアップデートしておくこと」と要求水準書に記載いたしました。以上が現包括委託との変更点でございます。 最後に今回通常の包括委託に加え更新工事も含まれており内容も多岐にわたりますが、何卒よろしくお願い致します。 これをもちまして、清掃施設運転維持管理事業の概要説明を終了させていただきます。
小西 (事務局)	続きまして、リサイクル施設運転維持管理事業の事業内容の説明をクリーンセンター施設課三島課長補佐にお願いします。
三島 (事務局)	それではリサイクル施設運転維持管理事業の概要説明をさせていただきます。 お手元の資料につきまして、包括委託に関する部分を要求水準書、更新工事に関する部分を発注仕様書にそれぞれ区別しております。リサイクル施設につきましては、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間に於いて現在包括委託を現在履行中ですが、平成 26 年度末をもって契約期間が満了することから、新たにリサイクル施設運営維持管理事業を実施するものです。 まず、リサイクル施設の現状についてご説明させていただきます。要求水準書 3 ページ施設概要をご覧ください。 リサイクル施設につきましては、計量棟の最大用量が 30 t、ロードセル式のが 1 機ございます。 資源化施設、リサイクル施設なんですが、準備資料見させていただきます。びん缶処理設備系列が 5 時間で 15.9 t の処理能

	力を持っております。ペットボトル処理施設系列、5時間で1.3 tの処理能力を有しております。プラスチック処理施設系列、5時間で1.8 tの処理施設能力を有しております。その他プラスチック容器包装処理施設系列、5時間で8.8 tの処理施設能力を有しております。 続きまして、小型ゴミ複合処理施設系列、5時間で2.4 tの処理能力を有しております。古紙・古布処理設備系列、5時間で9 t、9.8 tの処理能力を有しておりますが、今回は対象外としております。受入供給成形品貯留設備系列、自動倉庫と言いますが、607 tでございます リサイクル処理施設、合わせて5時間で40 tの処理能力を有しております。 以上がリサイクル施設における現状でございます。 次に包括委託における主な概要について説明させていただきます。 1 ページ目にとびまして、2 業務概要が本業務は、受注者がリサイクルプラザに資源ゴミとして排気された一般廃棄物のうち、びん・缶、ペットボトル類、プラスチックボトル、その他プラスチック製容器包装、小型複合ごみ等を本施設で適正に処理・保管し、コンテナ等の運転操作により搬出を行うためのリサイクルプラント施設運転管理、維持管理、計量機運営管理、日常点検、法令定期点検等、定期整備、補修整備、消耗品、部品、消耗品等の調達等を含めた運営管理を実施するものです。 本業務の委託期間、(1) 業務準備期間、契約締結日から平成27年3月31日までを予定しております。こちらは既存受託者から円滑に業務を引き継ぐ期間としております。 乖離請求期間、平成27年4月1日から平成32年9月30日まで。受注者が本施設に係る募集要領等の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、費用負担等を発注者に請求できる期間でございます。 (3) 支払い対象期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。受注者が運営管理業務を行う運営機関でございます。 (4) 業務機関、契約締結日から平成32年3月31日まで。契約締結日から業務終了までの期間でございます。 3) 施設の稼働といたしまして
--	--

	(1) 勤務期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日となっております。 (2) 運転時間は平日の昼間、プラントの稼働時間といたしましては 1 日 5 時間、平日も祝日も稼働となっております。 (3) 勤務時間は、午前 8 時半から午後 5 時半としております。1 時間の休憩を取っております。 (4) 休日といたしまして、土日週休 2 日制、年末年始、定休曜日といたしましては土曜日です。 次に、業務内容について説明させていただきます。 11 ページでございます。5 受給者の業務範囲でございますが、発注者の行う検査方法は、「門真市市民生活部業務委託検査実施要領」及び工事検査担当課の「門真市工事検査実施要綱」に基づいて、それぞれ関係者立会いの下で実施いたします。 受注者の業務範囲が 1) 事業実施計画書策定に関する業務、受注者は運営期間開始までに要求水準書及び提案書に基づき運営管理業務、保守点検業務、計量業務、維持管理業務、法定点検等業務、情報管理業務、防火防災等業務、その他業務に関わる運転計画、運転監視マニュアル、維持管理計画、安全作業マニュアル、環境保全計画、作業環境管理計画等を策定しております。 続きまして 12 ページでございます。 2) リサイクル施設運転管理業務、受注者が運転計画を基に各処理ラインの運転等を実施する業務でございます。 3) 保守点検業務、リサイクル施設の設備機器の保守点検は、本施設の取扱説明書に記載されている保守点検要領に従い、点検や保守についての業務でございます。 13 ページの 4) 計量業務。クリーンセンターへの収集車両や持込みゴミなどの搬入車両、有価物や焼却灰などの搬出車両の計量や保守点検を実施する業務でございます。 この (2) の上から 3 行目なのですが、計量法第 90 条第 1 項に基づく事前検査と書いてありますが、訂正がございまして、「基づく」の後に、「定期検査の」を入れていただきまして、「検査」を「点検」というふうに変えていただけますでしょうか、申し訳ございません。 14 ページでございます。 6) 法定点検業務、門真市リサイクルプラザのプラント設備を
--	--

	円滑に運営するために最良の状態に保つように適正に法令点検、定期点検、保守改良修繕を計画的に実施するとともに突発的に起こる事故等に迅速に対応し、補修修繕を行い、リサイクルプラザの運営に支障をきたさないようにリサイクル施設各処理設備の法定点検を行うものでございます。 業務の内容は別紙の 1、定期点検内容というところで、28～48 ページに記載しております。 7) 情報管理業務、リサイクル施設の運転実績報告書などのデータ等について管理し報告する業務でございます。 16 ページでございます。 9) 保全業務、指定別紙 2、補修計画書の点検整備、補修計画に基づき実施することとなっております。 別紙 2 ですが、42 ページから 45 ページになっております。ここに 5 年間の補修の計画を記載しております。 10) コンテナ塗装業務、360 個あるコンテナを、毎年度 50 個について内部をケレンのうえ、塗装を適切物から行うものとします。 11) デジタル台秤の納入、初年度速やかにデジタル台秤 1 台納入すること。 17 ページでございます、15) 業務分担表、業務分担は別紙 3、業務分担表に参照と書いてるのですが、別紙 3 はページ 46 から 47 に記載されております。発注者と受注者の業務の分担を書いております。 受注者は本施設の運営管理業務実施において、特定基準に指名する本施設のプラントメーカーを使用する他、受注者が自らの責任において、同等の資格、性能、階級制を有するものについて、発注者の承諾を元に使用することができます。なお、受注者は当該部品の保証等については全責任を負うものいたします。特定部品については別紙 4 を参照してください。 以上が包括工事についての概要でございます。 次に、更新工事について主な概要についてご説明させていただきます。 発注仕様書 15 ページ第 2 章工事仕様をご覧ください。 更新工事につきましては、一定老朽化してきた施設の延命化に向け、通常定期整備等では実施することが困難である主要設備、機器の更新による性能維持上必要な工事を実施いたしま
--	---

	す。 工事内容といたしましては、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年において全 3 件を実施いたします。 内訳といたしましては、15 ページの表 1、シーケンサ PLC 更新リスト、この 27 年度から 28 年度に票の上の部分、電気・計装設備他、No.1 計装制御盤 PLC、No.2 計装制御盤 PLC、No.3 計装制御盤 PLC、R1 集塵・給排水処理制御盤 PLC、R びん・缶・小型ごみ処理 PLC、R3 ペットボトル 7 処理制御盤 PLC、R4 プラボトル処理制御盤 PLC、R5 その他プラ容器包装制御盤 PLC、ごみ投入扉 PLC です。 平成 30 年度から 31 年度にかけて、電気・軽装設備他といたしまして、搬出側容器反転機台 PLC、ホッパ側容器反転付台車 PLC、反転機 PLC。小型複合ごみ処理設備といたしまして、プラスチック減容固化機 PLC、ペットボトル処理設備、圧縮梱包機透明ペット PLC、圧縮梱包機緑・その他色ペット PLC。プラボトル処理設備といたしまして、プラボトル圧縮梱包機 PLC、その他プラスチック制容器包装処理設備、圧縮梱包機 PLC の更新工事。 リサイクルプラザの運営の観点から、平成 27 年度及び平成 28 年度に、平成 30 年度 31 年度の PLC 更新工事はそれぞれの年度にまたがるか、施工する一連の工事とします。 次に、現在履行中の包括委託との変更点についてご説明させていただきます。 まず、1 点目に委託期間を 5 年とした理由といたしましては、清掃施設と同様のため説明は割愛させていただきますが、委託作業員の適正な人員配置が重要であることから具体的な内容を要求水準書 23 ページ 3) 運営管理業務のための人員等に明記させていただいております。 次に、2 点目といたしまして、包括委託と老朽化に伴う更新工事を一つに纏めて発注いたします。説明については清掃施設と同様のために割愛させていただきます。 最後に 3 点目といたしまして、ウイルス対策等についてであります。説明については清掃施設と同様のために割愛させていただきますが、要求水準書 15 ページ 7) 情報管理業務の (2) にウイルス対策を記載させていただいております。 以上が現包括委託との変更点でございます。
--	--

浦邊委員長	最後に今回通常の包括委託に加え更新工事も含まれており内容も多岐に渡りますが、何卒よろしくお願いします。 事業内容の説明は終わりました。これら事業について質疑に移ります。 それでは、質疑のある委員の方、挙手をお願いします。 はい、どうぞ。
花嶋委員	リサイクル施設のどのくらいのびん・缶の、色ごとのものがリサイクルに回るかとか、アルミ缶、スチール缶等々どの程度リサイクルできているかどうかというようなことってというのは、今回この運転管理とか関係ないのか、誰がやってもこの機械でやったらその程度というのは決まってるんですか。
三島 (事務局)	機械で選別する分については、ある程度選別できるんですけども、機械で分別した後に、さらにシルバー人材センターで選別して、色分け等をしておりますので、そこまで書いてしまうと包括委託の受注者の範囲を超えてしまうと考え、記載は控えさせていただいたんです。
花嶋委員	機械でも、どの程度の精度を出すかっていうのは、誰がやっても同じということでしょうか。今やろうとしているのは、とにかく今やってきた方式で同じように運転するのはどうするかっていう委託だけなんですね。
三島 (事務局)	はい。
花嶋委員	そこで改善など新たな工夫とかは求めているのでしょうか。
三島 (事務局)	要求水準書は、あくまでも求める市が現状求める範囲であります。 この後に企業から、最終的にプレゼンということで予定しております。その時に提案、もちろん履行の義務は伴いますが、そういう提案があればいい話です。現に繋がるような評価基準

	を設けていただきたいと考えております。
花嶋委員	すいません、あともう一つ。先程、古紙・古布の処理設備系列は対象外とお話してくださったんですけども、これはどういう理由なんでしょうか
三島 (事務局)	古紙・古布処理施設はリサイクル施設にはございますが、今、収集されてきた古紙・古布自体を直接古紙の業者の方に渡して、そこで選別していただいてリサイクルに回していただいているという状態です。
花嶋委員	今は使っていないということですか。
三島 (事務局)	はい。
浦邊委員長	他に何か質問はありませんか。 ないようですので次に、次第４の今後の会議の進め方ではありますが、次回は７月２９日午後２時より、場所は当会場で開催したいと考えております。 委員の皆さん、如何ですか。
委員全員	異議なし
浦邊委員長	それでは次第４、今後の会議の進め方ですが、次回は、７月２９日午後２時より開催いたしますので、よろしくご参集の程お願いします。 なお、今回の案件ですが、事務局よりお手元に配布いたしました通り、清掃施設運転維持管理事業及びリサイクル施設運転維持管理事業の要求水準書、仕様書、実施要領及び配点基準等の審査等、重要な案件となっておりますので、くれぐれも万障お繰り合わせの上出席をお願いします。 それでは、次第５、その他。事務局からの報告事項をお願いします。
小西	只今、委員長より次回の審査内容について、清掃施設運転維

(事務局)	持管理事業及びリサイクル施設運転維持管理事業の要求水準書案、仕様書案、実施要領及び配点基準等案について配布いたしますので、委員各位におかれましてはご一読いただきますようよろしくお願いいたします。 また、第3回審査会の開催予定は10月上旬、案件は提出書類一次審査であり、第4回の開催予定は10月下旬から11月上旬ヒアリングによる二次審査を行いまして、最終的な総合点の集計により、優先契約交渉者の決定を予定しています。 委員各位におかれましては、お忙しいとは存じますが、ご参加の程よろしくお願いいたします。
浦邊委員長	これで本日の案件は全て終わりました。 委員の皆様には会議の運営にご協力頂き、お礼申し上げます。 これをもちまして、第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を閉会します。